事 務 連 絡 令和2年3月3日

各 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省 健 康 局 結 核 感 染 症 課 医薬 · 生活衛生局食品監視安全課

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への 対応について (情報提供)

日頃から感染症及び食中毒対策に御協力賜り厚く御礼申し上げます。 今般、別添のとおり、食品等取扱い事業者における新型コロナウイル ス感染症への対応に関して、農林水産省食料産業局長、生産局長、農村 振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団 体等の長宛て通知が発出されましたのでお知らせします。

食品等取扱い施設の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した 場合の施設の営業継続等については、各事業者が事案に応じて判断する こととなりますが、事業者から貴管内の保健所等に相談があった際は、 当該従業員の感染の状況や施設の衛生管理の状況等を踏まえて御助言・ 御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。